

十八、總連管内労働組合結成應接に関する件

本部當君拍手に送られて登壇、「我等は團結の偉力に依つて我等の解放を企圖するに當り」「他産業との緊密なる提携が必要である」と力説し、今日鐵道部内に起りつゝある先覺分子の運動を援助し其の目的を達成せしめねばならぬと説明し——質問なく採決に入り——満場一致——可決

説明 齋 藤 芳 郎君

十九、前年度可決事項實現促進に関する件

「我等は創立以來長く闘ひ多くの功績を挙げた、然し乍ら毎年大會に可決された幾多の決議が未だ實現に至らざるものが多い我等は一層の努力と効果的闘争を以つて其の實現を期さねばならぬ」と力説し、其の實行方法としては、關係當局に嚴重に談判し、職場々々に於て強力なる日常闘争を以て大衆的意志を反映せしむる事等を擧げて説明を終り質問討論なく可決

説明 赤 松 會 長

二〇、運動方針書に関する件

(草案を全員に配付)約三十分餘に亘つて本運動方針書こそ全選信従事員解放の爲めに邁進する我等が行動を規定する正しきものなることを確信すると説明をなし左の運動方針書を萬場一致可決

運動方針書

我等が選友同志會を組織してより茲に滿六ヶ年我等の運動は一般社會運動發展に伴ひ年を遂ふて發展し來り今や寸歩たる組合陣容を築くに至つた。

願れば今日迄の運動過程に於いて、一方當局はしばしば「壓迫の手を加へ他方組合自體も部分的過失を犯したけれども、我等の階級的自覺と組織的威力とは能く多くの試練に堪へて、今後益々全同的戰線擴大の希望が輝きつゝあるは、我等の指導精神の勝利と將來の光明とを確信に約束するものである。

我等は今後の運動の積極的進展を図るために次の如き方針を採ることを宣明する。

一、我等は社會民衆主義に基く労働組合主義に立脚し最も正しく客觀狀勢に適應しつゝ選信従事員地位の向上労働條件の維持改善を図らんとするものであつて、共產黨指導下の破壊的労働組合主義並に階級性を主張する攻撃的態

調主義を排撃しなければならぬ。

二、我等の運動は根本に於いて一般社會運動と同一基調に立つものであるが運動の具體的過程に於いて選信事業の特殊の性質を正しく認識し我等の運動方針をこれに適應せしめなければならぬ。

三、我等の運動は重要な國家事業を領域とするを以つて我等は職責を重んじ輕率盲動を慎み此々たる反抗感情を排すると共に一方に於いて監督者をして労働組合主義を理解せしむる様不斷の努力を拂はねばならぬ。

四、我等は不當なる組合壓迫並に従業員の生活權侵害に對しては斷呼として抗争すると共に、我等の獲得したる正當なる權益を維持し且つ増進するが爲めには果敢なる團結の威力を發揮しなければならぬ。

五、我等の運動に於いて如何なる場合にも留意すべきは嚴然たる組合統制の確立である。

組合員大衆の意志は常に自ら選出したる幹部に反映すべきと共に組合のあらゆる活動は幹部信頼の下に其の如き規律によつて行はなければならぬ。

六、労働組合の本質が經濟團體たる以上組合の財政を充實し基金を積立て以つて組合活動の財政基礎を強化すべきである、それが爲めには各組合員の會費納入は最も嚴格にこれを勵行しなければならぬ。

七、労働組合の相互扶助的機能を發揮するため、消費組合、信用組合其他經濟施設の邁進に努力することを常に忘れてはならぬ。

八、我等は組合員大衆をして正しき社會運動理論及び戰術を把握せしむるため、體質なる教育運動を不斷に續けなければならぬ。

九、我等に加へられたる政治的自由の不當なる抑壓に對して我等はあく迄執拗に抗争し以つて我等の政治的邁進を可能ならしめなければならぬ。

我等は右の方針を堅く遵守しつゝ我等の目的に向つて躍進しなければならぬ、我等の前途は長く我等の戦野は廣い、我等は飽く迄も鐵の如き堅忍不拔の精神を以つて最後の光明を仰ぐ迄今後の戦ひを續けなければならぬ。

昭和六年九月二十七日

選友同志會第七回大會